

4年生●学級活動：防災

# 4年生から取り組む防災教育

—心理的行動抑制を扱った授業—



東京学芸大学附属竹早小学校養護教諭 田岡 朋子

## はじめに

今回、東日本大震災から4年目を迎える3月に、第4学年から「防災」について、被災地に派遣された養護教諭の視点で授業をやらせてもらえないかとの依頼を受けた。

日常の避難訓練等の様子から、震災後時間が経過するにつれ、子どもたちの意識が薄れ、訓練時にふざけたり、おしゃべりなどが増加したりしているという課題を感じていた。この課題解決のために、「正常性・同調性バイアス」といった心の行動抑制についても考えていく必要があると考えた。4年生は、11月に保健学習で思春期の体の変化を取り扱い、体とともに変化する心についてもふれる。「心の健康」については、5年生で取り扱う予定だが、その前段階として1月の保健指導で「災害時の心の健康」を扱い、保健学習と保健指導の両方で横断的に「心」について扱っていることもあり、4年生で「心の行動抑制」を取り扱うことができるのではないかと考えた。

## 1. 授業計画と主なねらい

東日本大震災から4年目となる3月11日近辺に授業ができるように計画し、4年生3クラス45分間の学級活動の時間に授業を設定した。

授業内容として目指したことは、まず、地震に対するイメージをグループで協力して出し合い、多様な心像、形象を描き出すことで、災害時に柔軟に対応できる力を育てたい。次に、心の行動抑制や緊急時のサイレン、緊急地震速報について知ること、災害時や避難訓練等では落ち着いて正しい行動をとれるようにしたい。また、災害時の生活を考え、イメージすることで、身のまわりのことや備えについて考えることができるようにしたい。以上のような3つのねらいを主な内容とした。

## 2. 本時の流れ (表1参照)

### 3. 授業の工夫

- ①「地震連想ゲーム」を取り入れることで(資料1)、学力差にかかわらず、グループ内で積極的に意見交流ができる内容とした。
- ②災害時の人の行動のグラフ図1を見せ、心の行動抑制について視覚的に理解できるようにした。
- ③緊急地震速報の音を実際に聞いてみることで、報知音とそのあとの安全な行動のしかたを、いつでもすぐに結び付けられるようにした。

### 4. 授業での子どもたちの様子

授業を行う前から、授業内容に興味をもっていた子どももおり、授業の最初の震災当時のスライドを真剣に見ていた。また、授業後も東日本大震災について個人的に読んだ本を紹介してくれる子どももいた。

「地震連想ゲーム」では、グループ内で活発に意見交流することができていた。

子どもたちからは、「火事」「津波」といった具体的な二次災害に関する言葉や、「悲しい」「怖い」などの感情に関する言葉、「家族」「人」といった身のまわりに関する言葉などが多く出された。

災害時に起こりやすい正常性バイアスの例等にふれた際は、パニックに陥らないよう、日頃の訓練の大切さについて理解できたようだ。

「緊急地震速報」については、テレビなどで聞いたことのある子どもが多く、「聞いたことある!」「静かに聞こう」と静かに耳を澄ませて聞く様子が見られた。

ワークシートの自由記述では、日頃の備えの大切さや災害用井戸の場所を知りたいなどの災害時の備えや、日頃の避難訓練への取り組み方について記述している子どもが多くみられた。

【表1】本時の流れ

	活動内容	留意点
導入	●東日本大震災当時のスライドから、地震の被害を知る。	
展開1	●「地震連想ゲーム」をする。(資料1) ・各グループに分かれ、3分間で、地震に関するイメージを出し合う。 ・各グループより思いついたイメージを5つ程度発表する。	・4人程度のグループを事前につくっておく。 ・たくさんイメージすることが災害に対応する力になることを伝える。
展開2	●災害にあったときの人の行動の円グラフを見て、災害時に人々はどのような行動をとるかを知る。(図1) ・冷静に判断して行動できる人は全体の15%程度であること、8割以上の人はパニックになったり、何もできなくなったりすることを知る。 ・災害時の「思い込みや先入観」による被害の拡大について知る。(正常性・同調性バイアス)	・周囲の人々の行動が自分の行動に影響を与える「心理面の行動抑制」について説明する。 ・心の緊急ボタンをオンにするために毎月の避難訓練があり、真剣に取り組む必要があることを伝える。
展開3	●緊急地震速報の報知音を聞き、そのときの行動について話し合う。 ・物が「落ちてこない」「倒れてこない」「動いてこない」場所を探して避難することの大切さを知る。 ●災害時に家族と連絡を取り合う方法について考える。	・気象庁の緊急地震速報の報知音のほかに、サイレンや津波警報、避難指示などの放送もあることを伝える。 ・ワークシートにまとめる。
まとめ	●災害時や災害後に自分たちにできることについてまとめる。	

## 5. 成果と課題

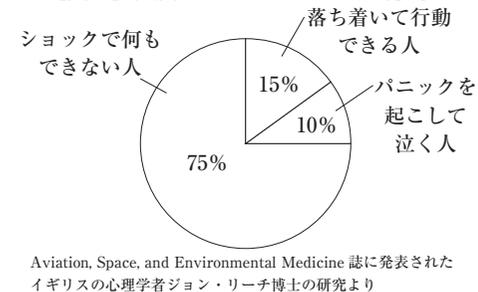
どのクラスも真剣に授業に取り組み、グループ活動では地震に関するたくさんのキーワードを出し合い、お互いにその解説をしながらキーワードを増やすことができた。授業の様子やワークシートからも、授業に対する意欲とグループ内で協働的に課題に取り組む姿を見ることができた。事後のアンケートからは「グループのみんなと協力してできたか」について、86%の子どもたちが、「できた」と回答している(図2)。

子どもたちが、課題に主体的かつ協動的に取り組む姿が見えたことは大きな成果である。

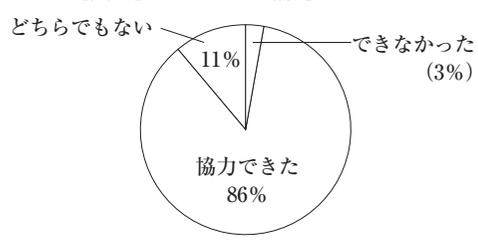
一方で、人間関係によって活動がうまく進まなかったグループは、事後のアンケート「自分の意見を言えたか」の項目に対して、「言えなかった」「どちらでもない」と回答している子どもが27%いた。日常の学級内の人間関係が大きく影響しているようで、その配慮について課題が残る。



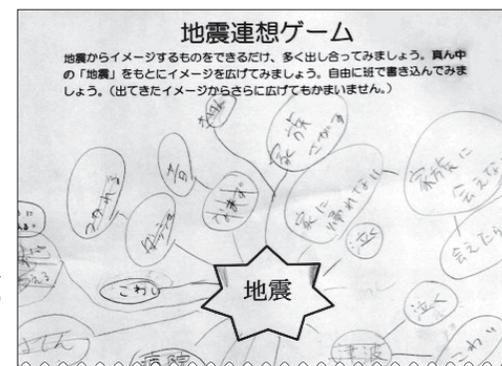
【図1】災害にあったときの人の行動



【図2】グループで協力できたか



【資料1】地震連想ゲームのワークシート



心理的行動抑制(正常性・同調性バイアス)については、授業の雰囲気やワークシートへの記述から理解できている子どもが多かったと感じている。今後も発達段階に見合った内容であったかについて、評価方法などの検討をしていきたい。また、子どもたちが、将来起こる可能性のある自然災害に対して、実際に正しい判断と行動がとれるような授業内容についても検討していきたい。(たおか・ともこ)

### <参考資料>

- 気象庁東京管区気象台：緊急地震速報対応訓練対応キット
- \*本稿は前任校、東京都東村山市立久米川東小学校での実践をまとめたものです。

6年生●病気の予防

身近な問題として考える薬物乱用の害

—薬物乱用防止教室の実践—

茨城大学教育学部附属小学校教諭 湯瀬 英寿



はじめに

日頃の保健の学習にあたっては、子どもたちが自分自身の生活をより健康的に組み立てていくことができ、将来にわたって健康な生活を送れるようにしてほしいという願いを出発点にして単元計画を作成し、授業に取り組んでいます(図1)。

例えば「今やりたいこと」を1人ひとりにたずねたとき、「ゲーム」「テレビ」「習い事」「読書」などの言葉があがってきます。平日の1日の中にあがってきたものを盛り込んでいくと、睡眠時間がどんどん削られていく様子を見て、「寝ないとだめだよ……」とつぶやく子どもたち。「寝ないとどうしてだめなのかな」と問いかけながら体の抵抗力を高める生活を学んでいきました。

別の時間には、外国語活動で使用した食事カードを授業の導入に活用しました。「Hamburger」「Steak」「Potatochips」「Cola」などのカードを黒板に貼り、「毎日食べたいよね」と問いかけると多くの子が「病気になっちゃう」と発言してきました。そこで、「どんな病気になりそうかな」「病気にならないためにはどんな生活をしたらいいかな」と問いかけ、自分でできる生活習慣病の予防について結び付けていきました。

依存性のあるたばこやアルコールについては、テレビゲームと関連させながら説明を行ったところ「レベルアップしたときのあの感じ」などと実体験を土台として考える子どもが多いようでした。

しかし、「薬物乱用」については薬物が子どもたちの身近に迫ってきているニュースが増えているものの、その全容を把握しきれていないことから、茨城大学の土地先生を招いて「薬物乱用防止教室」を行うことにしました。ここでは、6年生の各クラスそれぞれが「薬物乱用防止教室」を行ったため、授業の詳細については少しずつ異なりますが大まかな流れを紹介します。

1. 子どもたちの「薬物」に対するイメージ

子どもたちに付箋紙を配り、薬物について抱いているイメージを書き込んでもらいました。言葉で書く子や、イラストにする子もいて、それらを黒板に貼りつけていくうちにしだいにみんなが黒板の前に集まってきて、パネルディスカッションのように意見を交流し合い、大いに盛り上がってきました(写真1)。

「危険」「自分をコントロールできなくなる」ことや「麻薬」「覚醒剤」「危険ドラッグ」「ハーブ」などの文字もあり、「こわ〜い」というイメージを多くの子どもたちが抱いていたようです。

2. 「薬物乱用」の定義

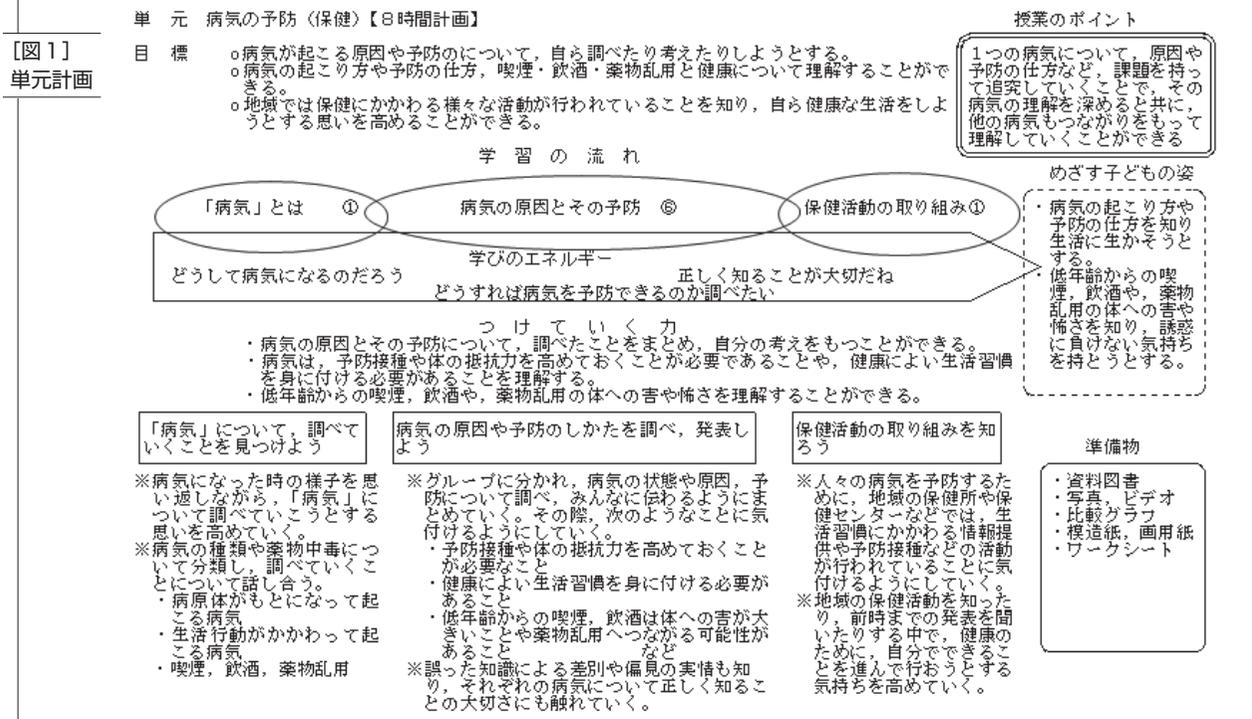
薬物は少し自分たちと距離のあるものと考えている子どもたちが多いことがわかり、「薬物乱用」とも無縁だと考えている多くの子どもたちに、「お医者さんから指示された薬を飲み忘れたことないかな」「体がつらいから2錠飲んじゃったことはないかな」と問いかけると、「そういえば朝、飲んでくるの忘れたよ」「花粉症の薬、今日は3種類飲んできた」などと自分の実体験を語り出した子どもたち(写真2)。

「それが薬物乱用です」と先生に教えられ、薬物乱用が自分自身の身近に潜んでいることを知り、自分たちの身近な問題としてとらえることができました。

3. 有機溶剤、麻薬、覚醒剤の危険性

「えっ、見つかったら私も警察に捕まるのですか」という質問が出ました。子どもたちは前時の学習で、喫煙や飲酒を未成年が行うと法律で罰せられることを知っています。未成年に限らず、法律で厳しく禁止されている有機溶剤、麻薬、覚醒剤などについて説明を加えました(写真3)。

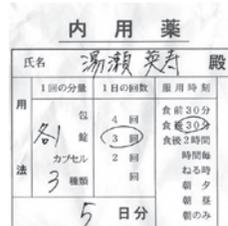
【図1】単元計画



【写真1】「付箋紙」を黒板に



【写真2】薬の指示書



【写真3】スライドを使って説明



【写真4】指定薬物のパッケージ



4. 危険ドラッグの危険性

次に、中身が何かわからず、使用した場合の対処方法もわからない「危険ドラッグ」と呼ばれていて、よくニュースなどで耳にする薬物について説明を加えながら、厚生労働省のホームページにある「指定薬物」の写真を見せました(写真4)。

最近、宿泊学習で京都を訪れたばかりの子どもたちは「お店屋さんにもふつうに売ってそう」「お香でしょう?」などとつぶやいていました。写真の中にはメロン味などと書かれたアメのようなものもあり、「お土産に買っちゃいそうだね」という意見もありました。

しかし、危険ドラッグを「買って」「もらって」「使って」「持っているだけでも」逮捕されることを伝えると、「万が一、先輩に渡されたらどうしたらいいのですか」という質問が出ました。「捨てるか2次的に被害者が出るかもしれませんし、自分の指紋が残っています。正直に警察に届け出ることがいちばんです」と先生から説明を受けました。

5. 子どもたちの振り返りから

- ・今までニュースや新聞などでしか聞いたことがなかった薬物という2文字が身近にあるということを知りました。
- ・この日本にたくさんの薬物があり、身近なところで薬物を売っている人がいることにとってもビックリした。
- ・1回だけなら大丈夫という軽い気持ちが命を落とす危険につながるということを知って、誘われたりしてもちゃんと断ることが大切だとわかった。
- ・危険なものには絶対に手を出さないようにしていきたい。

多くの子どもたちが「薬物に手を出さない」と記していた。専門の知識をもつ大学の先生を授業に招いたことや、自分自身の生活に近づけながら学習を進めるようにしたこと、より具体的な指導をすることができたと感じた。今後は、小学校6年生という発達段階をふまえ、朝の会や帰りの会の話の中で日常生活と結び付けていくようにしていきたい。(ゆぜ・ひでとし)

# 危険ドラッグとは何か？

茨城大学教育学部准教授  
教科書『小学保健』(光文書院)編集委員 **上地 勝**



## はじめに

危険ドラッグ(図1)に対する社会の認識は、この数年間で大きく変わりました。そこには法律の改正や呼称変更、危険ドラッグにかかわる事件や事故などが新聞やテレビなどで大きく報道されたことが影響したと思われます。本稿では、日本における危険ドラッグの現状とこれからの課題について概説したいと思います。

## 1. 危険ドラッグを取り巻くこれまでの状況

1990年代に麻薬や覚醒剤等と類似の作用をもちながら、それらとは異なる製品が海外から持ち込まれ、「合法ドラッグ」と称して国内で出回るようになりました。麻薬や覚醒剤等とは異なるため、これらの取締法には抵触しませんが、成分を調べると、薬事法<sup>1)</sup>に触れる成分も含まれていることが指摘されました<sup>2)</sup>。そのため行政機関では、合法ではないということで「脱法ドラッグ」と呼ぶようになり、その対策を進めるようになりました。その後、厚生労働省では平成17年に「脱法ドラッグ対策のあり方に関する検討会」を立ち上げるとともに、平成18年度に薬事法を改正し、指定薬物として脱法ドラッグを規制する方針を打ち出しました。その過程で「脱法」だと法の網をくぐり抜けている印象を与えるということで、「違法ドラッグ」と称するようになりました。

その後しばらくはイタチごっこが続き、ある薬物を指定薬物として規制すると、化学構造がわずかに異なった化合物を使用した新たな薬物が製造されたり、ハーブ、アロマ、リキッド、お香、パウダー、クリーナー、バスソルト、ドロップなど(写真1)、あらゆる形態で加工され、販売されたりするなどして、取り締まりや規制の網を逃れながら、若者を中心に広がっていきました。その背景には、「違法性はない」「規制薬物に比べ依存性が低い」などといった誤った認識や、ショップや

インターネットなどで気軽に、かつ安価に購入できたことなどが要因としてあげられます。

もともと、危険ドラッグは植物片に大麻や類似の化合物を混ぜ込んだものが主流でしたが、イタチごっこを繰り返す過程で、興奮系や抑制系、幻覚系など、様々な作用をもつ化合物が混ぜ込まれるようになり、人体に与える危険性が増していったということです。どのような化合物がどの程度の量含まれ、どのような症状が出現するのかが不明なため、危険ドラッグの使用は「ロシアンルーレット」に例えられることもあります。

厚生労働省は、そのような状況を鑑み、平成25年12月に指定薬物を包括指定する省令を公布しました。つまり、それまでひとつひとつ個別に指定していた指定薬物を、特定の化学構造をもつ化合物群として「包括指定」し、一括して規制対象としたのです。また、平成26年4月からは、取り締まりの対象を「指定薬物を輸入・製造・販売・授与、もしくは授与目的での貯蔵または陳列」した場合のみだけでなく、「所持・使用・購入・譲り受け」した場合にも適用し、3年以下の懲役または300万円以下の罰金またはこれらが併科されることになりました。さらに、平成26年7月には、それまで「脱法ドラッグ」「違法ドラッグ」「脱法ハーブ」「合法ハーブ」など、様々な呼称で呼ばれていたこれらの薬物について、警察庁、厚生労働省が中心となって「危険ドラッグ」に統一することになりました。当初は賛否両論ありましたが、現在ではその呼称が浸透してきていると思われます。

## 2. 危険ドラッグの現状と今後の取り組み

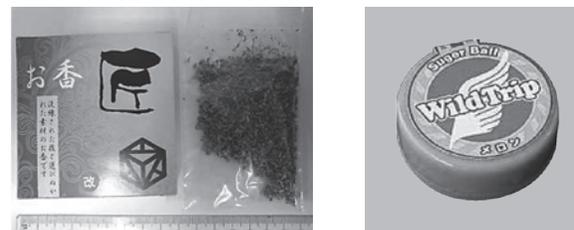
警察庁の報告<sup>3)</sup>によると、危険ドラッグ検挙人数は、ここ数年で大きく増加しています(図2)。平成26年は、危険ドラッグ検挙者840人のうち、暴力団構成員等は66人(構成割合7.9%)と、覚醒剤(同55.0%)や大麻(同27.5%)などに比べると

【図1】 危険ドラッグとは？

危険ドラッグとは、規制薬物(覚醒剤、大麻、麻薬、向精神薬、あへん及びけしがらを用。以下同じ。)又は指定薬物(医薬品医療機器等法第2条第15項に規定する指定薬物\*を用。以下同じ。)に化学構造を似せて作られ、これらと同様の薬理作用を有する物品をいい、規制薬物及び指定薬物を含有しない物品であることを標榜しながら規制薬物又は指定薬物を含有する物品を含む。(下記文献3より)

\*この法律で「指定薬物」とは、中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用(当該作用の維持又は強化の作用を含む。以下「精神毒性」という。)を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがある物(大麻取締法(昭和二十三年法律第二百二十四号)に規定する大麻、覚せい剤取締法(昭和二十六年法律第二百五十二号)に規定する覚醒剤、麻薬及び向精神薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)に規定する麻薬及び向精神薬並びにあへん法(昭和二十九年法律第七十一号)に規定するあへん及びけしがらを除く。)として、厚生労働大臣が薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて指定するものをいう。

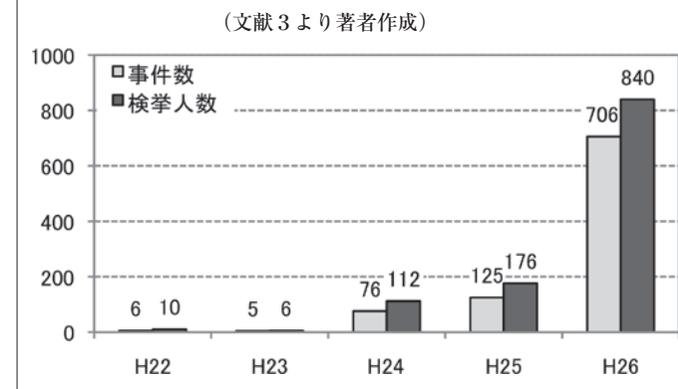
【写真1】 指定薬物の例(厚生労働省ホームページより)



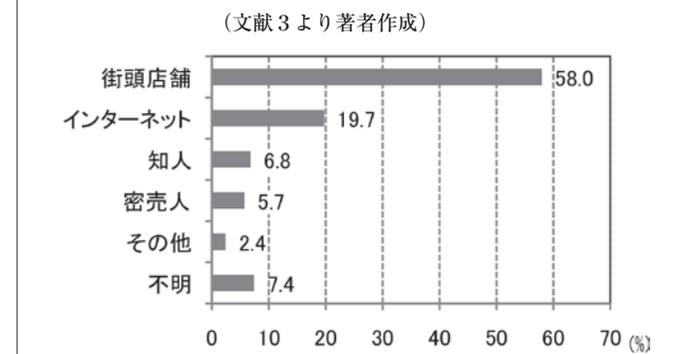
低い値となっています。また、乱用者として検挙された人数のうち、20歳代以下の青少年が占める割合は、危険ドラッグが41.5%、大麻43.3%、覚醒剤13.3%となっています。つまり、一般の若者が占める割合が高いことがわかります。入手先は、約6割が店舗での直接購入、約2割がインターネットとなっています(図3)。ただし、規制の強化や、危険性・違法性が認識されるようになってきたことから、広がりには一定の歯止めがかかり、今後、この傾向は変化することが予想されます。

しかし、それは単純に薬物乱用者が減少することを意味するものではありません。平成26年後半には、危険ドラッグ乱用者のうち、大麻をはじめ他の規制薬物に移行・回帰する者がみられたという報告もあります。実際、大麻および覚醒剤ともに、平成26年の検挙人数はこれまでの減少傾向から、一転、増加に転じています。また、規制の網をかいくぐり、新たな薬物が出現する可能性も否定できません。今後の動向を注視するとともに、これまで同様、学校を中心とした青少年に対する薬物乱用防止教育の推進が必要です。そこで求め

【図2】 危険ドラッグ事犯の検挙状況



【図3】 危険ドラッグの入手先



られるのは、いたずらに恐怖心をあおるようなものではなく、正しい知識と、正しく怖がり対処できる態度の育成につながる教育内容でしょう。

簡潔にまとめると、①薬物乱用は乱用した人だけの問題ではなく周囲も巻き込んでしまうこと、②一度の乱用でも命にかかわる可能性があること、③薬物依存からの回復は相当困難であり、一生かかる問題であること、を子どもたちにわかりやすく、かつ心に留めておけるように伝えることが肝要です。そのためには、外部講師を有効に活用しつつも、日々子どもたちの身近にいる現場の先生方が主体的に薬物乱用防止教育を進めていくことが最も大切です。

(うえち・まさる：健康教育学)

### <文献>

- 1) 薬事法は平成25年11月に大きく改正され、平成26年11月から新たに「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(医薬品医療機器等法)」として施行されている。
- 2) 小島尚、宮澤真紀、土井佳代：脱法ドラッグから違法ドラッグへ『モダンメディア』52巻4号、2006年。
- 3) 警察庁刑事局組織犯罪対策部薬物銃器対策課『平成26年の薬物・銃器情勢(確定値)』2015年3月。

# これからの防犯教育について あらためて考える

— 様々な機会を利用して継続した学習を —

東京学芸大学教授  
教科書『小学保健』（光文書院）編集委員

渡邊 正樹



## 1. 学校における防犯教育を振り返る

犯罪から子どもたちを守るための防犯対策が最近あらためて注目されています。毎年、子どもが被害者となる事件が各地で相次いで発生しており、特に今年に入ってから、顔見知りによる児童殺害事件や、交番勤務の巡査による女児連れ去り未遂事件も発生しました。このような事件は、マスコミも大きく取り上げ、多くの学校関係者や保護者が不安をいだくのも当然だと思います。本稿では最近の犯罪状況に触れつつ、これからの防犯教育について考えたいと思います。

まず近年の動向について振り返ってみましょう。平成17年末に広島県、栃木県で相次いで発生した小学校1年女児殺害事件を受けて、文部科学省は『登下校時における幼児児童生徒の安全確保について』を都道府県等に通達し、5つの柱からなる安全対策を示しました。その中の1つが「3 幼児児童生徒に危険予測・回避能力を身に付けさせるための安全教育の推進」です。危険予測・回避能力の育成は、それ以前は交通安全の領域では積極的に推進されており、安全教育の重要な内容を担ってきました。しかし上記の通達以降、防犯を含む生活安全や防災の領域においても重要な教育内容となりました。

また教科では、平成20年告示の小学校学習指導要領において、体育科保健領域の5年生「けがの防止」に犯罪被害の防止が取り上げられました。学習指導要領解説には、次のように書かれています。「犯罪被害の防止については、犯罪が起こりやすい場所を避けること、犯罪に巻き込まれそうになったらすぐに助けを求めることなどを取り上げるようにする。」（下線は筆者。以下同じ）

そして平成23年度から現行の学習指導要領に基づく教科書が使用されています。

教科以外でも、特別活動の学級活動において、安全指導の内容として「防犯を含めた身の回りの安全、交通安全、防災など、自分や他の生命を尊重し、危険を予測し、事前に備えるなど日常生活を安全に保つために必要な事柄を理解し、進んできまりを守り、危険を回避し、安全に行動できる能力や態度を育成するなどの内容が考えられる。」と学習指導要領解説に示されています。多くの学校で防犯教室（セーフティ教室）のような形で指導が行われていると思います。

文部科学省による『学校安全の推進に関する計画に係る取組状況調査（平成23年度実績）』によると、小学校での安全指導で生活安全の内容を盛り込んでいる学校が全体の99.5%にのびました。もちろん生活安全には防犯以外の内容も含まれますが、防犯の指導が着実に広まっていることがわかります。

## 2. 近年の児童をねらった犯罪の特徴

ところで近年の児童に対する犯罪の状況はどうなっているのでしょうか。

日本の全年齢における刑法犯認知件数は、平成14年をピークに、その後減少傾向にあります。ところが小学生の犯罪被害（刑法犯被害）件数は、ここ数年横ばい状態です（表1）。平成25年ではわずかですが前年よりも増加しています。もちろん犯罪被害の大部分は窃盗犯が占めていますが、殺人を含む凶悪犯に目を向けると、平成25年には5年ぶりに80件を超えています。小学生の犯罪被害は、中学生や高校生よりも少ないのですが、それでも気になる数値です。

次に、近年発生した児童が被害にあった犯罪をみると、被害者と顔見知りであったり、被害者宅の近くに住んでいたりとの特徴がみられます。

【表1】小学生の犯罪被害の推移

年次（平成）	17年	18年	19年	20年	21年	22年	23年	24年	25年
総数（件）	24,513	23,935	24,792	24,246	24,377	23,196	20,848	18,955	20,058
凶悪犯	80	85	83	81	72	67	75	74	81
粗暴犯	1,437	1,317	1,110	1,047	967	882	896	1,012	1,094
性犯罪	1,205	856	803	809	830	927	892	937	983
窃盗犯	20,901	20,859	22,050	21,564	21,783	20,642	18,387	16,345	17,269
自転車盗	17,299	16,494	17,081	17,441	17,134	15,798	14,100	12,169	12,775
知能犯	24	14	15	17	11	15	22	9	16

（警察庁資料より）

「知らない人にはついていかない」など、知らない人イコール危険な不審者という指導がかつては一般的でしたが、「知らない人」か「顔見知り」かということで、危険であるかどうかを判断することは困難です。

また犯罪被害件数だけでなく、子どもが犯罪被害にあう不安感も防犯に影響を与えます。例えば内閣府の世論調査『子どもの犯罪被害等に対する意識』（平成25年実施）では次のような結果が得られています。

調査対象となった約1,800人に、自分の住む地域において身近にいる子どもが何らかの犯罪に巻き込まれるかもしれないという不安を感じることがあるかを聞いたところ、ほぼ半数の50.7%が「ある」あるいは「どちらかといえばある」と回答しています。特に小学生の子どもがいると思われる30、40歳代が高い傾向にありました。

前の質問で「ある」、「どちらかといえばある」と答えた人の不安の理由として「テレビや新聞で、子どもが巻き込まれる事件がよく取り上げられるから」（72.0%）、「近所に暗く人通りの少ない道や公園や駐車場があるから」（36.7%）、「子どもがひとりで登下校することがあるから」（29.9%）が上位にあり、「近所で子どもが巻き込まれた事件が発生したから」は12.0%でした。つまり実際に身近で犯罪が発生していることよりも、漠然と不安感があるということのようです。

安全と安心という用語が一緒に使われるように、客観的な犯罪件数が減少して安全を実現することも重要ですが、すべての人が安心できる社会づくりも大切です。もちろん不安は安全対策を推進させることもあり、逆に安心は油断を生む可能性もありますので、安全と安心の実現は単純ではありません。

## 3. 防犯の考え方

防犯の考え方についてまとめておきたいと思います。犯罪が起こる条件を説明した理論のひとつにルーティン・アクティビティ理論があります。この理論では、犯罪の引き金となる3つの条件、すなわち「適当な対象」、「犯意のある者」、「監視者の不在」が、同じ時間・空間にそろった場合に犯罪が発生すると考えます。平成23年末に埼玉県と千葉県で相次いで帰宅途中の児童生徒が刃物で襲われるという事件が発生しましたが、犯人は被害者がひとりで帰宅する状況で襲っており、ルーティン・アクティビティ理論が当てはまることがわかります。

この理論が示す条件は防犯を考えるうえで役に立ちます。例えば、保護者やボランティアによる見守りは、「監視者の不在」への対策といえます。「適当な対象」である児童生徒等を見守る人たちがいることで、犯罪は発生しにくくなります。これはいわゆる監視性を高める取り組みといえるでしょう。

また「適当な対象」と「犯意のある者」を、時間的あるいは空間的に引き離すことも効果的な対策のひとつです。例えば学校の敷地のまわりに柵をつくることは、いわゆる領域性を確保することになり、犯罪被害の危険軽減につながります。

しかしこのような取り組みは、特定の人々の負担になったり多くの費用がかかったりなど、いくつもの問題点を抱えています。徐々に活動への関心が低下し、活動自体が停滞してしまうこともあります。

周囲の人たちが子どもを見守ることは重要ですが、それに加えて子ども自身も身を守る能力を高めていくことも求められます。それが防犯教育の役割です。

あなたに近づいて、<sup>きがい</sup>危害を加えるかもしれない人のことを「不審者」といいます。不審者とは、どんな感じの人だと思いますか。



見た目だけで判断していないかな？顔見知りの人でも、危害を加えるかもしれません。



どんなふうに近づいてくるのかな？



親しげに話しかけてくる。



道やものをたずねてくる。



あとをつけてくる。

前述したように、防犯教育においては子どもの危険予測・回避能力の育成は重要な課題となっています。危険予測能力とは危険が存在する場面において、行動する前に危険を知覚し、それが身に迫る危険であるかどうか、重大な結果を招くかどうかを評価する能力であり、危険回避能力とは、危険予測に基づき、迅速かつ的確に、より安全な行動を選択する能力ととらえることができます。

危険予測・回避能力の育成に基づく安全教育(防犯教育)で重要なのは、「場所・時間」と「行為」の視点です。「場所・時間」とは事件・事故が起こりやすい場所と時間があるということです。犯罪被害にあいやすい場所(道路や駐車場など)、犯罪が発生しやすい時間帯(下校の時間帯など)があるため、危険を予測するうえで「場所・時間」を意識することはとても大切です。

そして危険予測・回避をとらえるもうひとつの視点は「行為」です。例えば、どのような手口の犯罪が発生しているかという情報は、被害を未然に防ぐために不可欠です。

しかし誤解してはいけないことがあります。ここでは「行為」について学ぶことが重要なことであり、「犯罪者」について学ぶことではないということです。しばしば学校の防犯教育では、「サングラスをかけた中年男性」を不審者として表現しますが、このようなパターン化された「不審者」を取り上げることによって、誤った先入観をもち、結果として適切な危険回避行動がとれないこともあります。

次に教科書ではどのように指導するかをみてみましょう。

学んだことを **あてはめよう**

つぎの図を見て、どんな危険があるかを予測し、安全な行動のしかたを考えてみましょう。



●近道をして、人が少ない公園を通過して帰ります。

危険の予測

安全な行動



●知らない人があとをつけてきます。

危険の予測

安全な行動

4. 教科書を用いた防犯教育

平成27年度版の光文書院『小学保健5・6年』の「犯罪被害の防止」では、不審者について取り上げています。ここでは、不審者を見ただけで判断するのではなく、不審者がどのように近づいてくるかを理解します(図1)。

もちろん「道やものをたずねてくる」人すべてが不審者というわけではありませんが、残念ながら人の親切を利用する犯罪者がいることも事実です。特にひとりであるときに近づいてくる人には注意が必要です。そのためには、できるだけ早く危険に気づくこと(危険予測)が重要です。さらに、危険な場所や犯罪が発生しやすい時間帯についても学びます。

図2は、危険な場所や行為について、身につけた知識を活用する学習を示しています。ここでは危険を予測するとともに、その危険を回避するための安全な行動を考えます。児童らが遭遇する可能性のある事例を複数取り上げるとよいでしょう。また安全な行動は1つだけではありません。児童らからできるだけ多くの意見を出して話し合うと

よいでしょう。ただし実際に怖い思いをした児童もいるかもしれませんので、先生方が十分注意を払ってください。

もうひとつ触れてほしいことがあります。不審者がいるのは事実ですが、子どもたちを守ってくれる多くの大人もいるということです。子どもを犯罪から守るための様々な取り組みや安全な環境づくりについても学び、自分たちができること、すべきことを理解します。

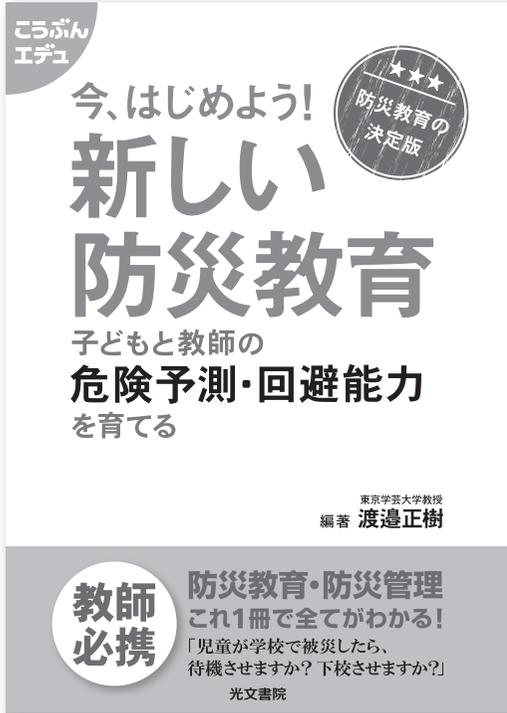
教科書で学ぶ防犯教育には限界もあります。教室における座学のための学習だけではなく、体験的な学習が必要な場合もあります。これまでの防犯教育では地域安全マップづくりや犯罪者から逃げる訓練などが行われていますが、防犯教室などの機会を利用することができます。

防犯教育は何よりも継続が必要です。教科書で学んだ内容が生活の中でさらに生きるように、特別活動における安全指導などを併せて、繰り返し学ぶことが大切です。

(わたなべ・まさき：健康・安全教育学/学校保健学)

好評発売中！

東京学芸大学教授 渡邊正樹 編著



B5判・112ページ 定価：本体 1,429円＋税  
ISBN978-4-7706-1059-1

## 犯罪被害から 身を守る！

## 自然災害から 身を守る！

東京学芸大学教授 渡邊正樹 著



B5判・112ページ 定価：本体 1,239円＋税  
ISBN978-4-7706-1038-6

## こどもと保健

No.88 定価 80円 (税込)



発行日 平成 27年 5月 11日発行

発行者 長谷川知彦

発行所 株式会社光文書院

〒102-0076 東京都千代田区五番町 14

TEL 03-3262-3271

URL <http://www.kobun.co.jp/>

表紙デザイン  
イトウコウヘイ

組版・製版・印刷  
(株)木元省美堂